

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書

日本経済は、ひと握りの大企業だけが利益を得ている。内部留保をさらに積み増し株主配当を急増させる一方で、雇用はますます劣化し非正規雇用が急増している。多くの不安定雇用労働者がダブルワーク、トリプルワークの長時間労働を強いられながら、まともな生活もできない低賃金に置かれている。年収200万円未満のワーキングプア（働く貧困層）は4人に一人（国税庁「民間給与実態調査」）で、2014年に1,139万人、24.0%である。さらに、厚生労働省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満で働く人は、1997年の2,462万人から2012年には3,044万人にまで増え、有業者の55.1%（正規雇用の28.8%、非正規雇用の89.1%）に達しており、その後の非正規雇用労働者の増加を考慮すれば、今や6割近くに及んでいる。だから、消費が低迷しモノが売れないのであり、また、少子化が進行して日本は人口減少社会に転落している。

現行の最低賃金の問題は、「地域別最低賃金制度」である。最も高い東京で932円、最低額は宮崎、沖縄で714円となっており、フルタイムで働いて月10万円～13万円の手取りでは、人間らしい自立した生活は到底できない。さらに、地域間格差が218円に拡大し、労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済を疲弊させている。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げて、すべての働く人の賃金を直ちに時間額で1,000円以上に底上げすることが必要である。また、全労連が実施した「最低生計費試算調査」では、「健康で文化的な最低限度の暮らし」を実現するには、月額22万円～25万円が必要（時給換算1,500円相当）で、全国どこでもほぼ同額の結果が出ている。特に、同様の結果は、愛労連がおこなった試算結果でも、25歳の単身世帯で名古屋市より豊橋市の方が月額で上回った。

経済再生を実現するには、大企業本位ではなく、中小企業への経営支援を拡充し、下請単価の改善を図り、人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要がある。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金を、すぐに時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 中小企業に対する特別補助をおこなうとともに、コストが価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6 月 2 1 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会